

さいたま市  
債権回収対策基本計画

さいたま市債権回収対策本部  
令和6年4月1日改定版

# 目 次

1 策定の趣旨	1
2 実施期間	1
3 対象債権	1
4 目標	1
5 推進体制	1
6 債権所管課の取組	2
7 税務部、北・南部市税事務所の取組	2
8 債権回収に当たる職員の責務	3
9 その他	3
10 改定履歴	3
別表 1 (さいたま市債権回収対策基本計画対象債権一覧表)	5
別表 2 (税務部、北・南部市税事務所が引き継ぐ高額困難事案対象債権)	6

# さいたま市債権回収対策基本計画

## 1 策定の趣旨

さいたま市は、健全な財政運営を図るために、自主財源の確保・拡充などに積極的に取り組んできたが、市が有する債権の回収については依然として厳しい状況にあり、今まで以上に債権を適切に管理することが求められている。

このため、市民負担の公平性の確保といった点も含め、歳入の安定確保に向けて継続した取組が必要となっている。

そこで、さいたま市債権回収対策基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、全庁的な債権の回収対策を推進するものである。

## 2 実施期間

基本計画は、平成20年8月28日に策定し、今期の実施期間は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 3 対象債権

基本計画の対象となる債権及び当該債権の所管課(以下「債権所管課」という。)は、別表1に掲げるものとする。また、対象債権は毎年度見直すものとする。

## 4 目 標

債権管理条例等に基づき各対象債権において、債権を適切に管理し、また自立した債権所管課の徴収体制を確立し積極的に債権回収を進め、収納率の向上及び収入未済額の圧縮を図ることを目標とする。

## 5 推進体制

### (1) さいたま市債権回収対策本部

さいたま市債権回収対策本部は、全庁的な債権管理の一層の適正化及び債権回収対策の推進に関して進行管理を行う。

### (2) 債権所管課

債権所管課は、債権回収対策の取組の主体となる組織として、債権回収を行う。

### (3) 税務部、北・南部市税事務所

税務部、北・南部市税事務所は、債権回収対策を推進するための専門組織として、債権所管課が行う債権回収を支援する。

## 6 債権所管課の取組

債権所管課は、対象債権における債権の適切な管理と徴収体制を強化し効率的かつ効果的な債権回収を行うために、必要に応じ各区役所等関係課所と連携して、次の取組を行う。

### (1) 債権の適切な管理

各債権の根拠法令及びさいたま市債権管理条例に基づき、債権の発生から消滅までを適切に管理する。

### (2) 債権回収実施計画の策定

債権回収に係る課題・対策・目標を明確にするため、現状分析を行い、所管する債権ごとに毎年度債権回収実施計画を策定する。

### (3) 計画的な債権回収業務と進行管理

債権回収実施計画に基づき債権回収業務を実施し、その進捗状況を管理する。

## 7 税務部、北・南部市税事務所の取組

### (1) 高額困難事案の徴収対策

高額困難事案については、定期的に税務部、北・南部市税事務所による事案審査を実施し、徴収対策の進行管理を徹底する。

債権所管課から別表2に掲げる債権のうち、高額困難事案を引き継ぎ、集中的に滞納整理を行う。

### (2) 債権の適切な管理の推進と徴収体制の強化の支援

債権所管課における債権の適切な管理の推進と徴収体制を強化するために、次の支援策を行う。

#### ア 適切な債権管理の支援

さいたま市債権管理条例に基づく、適切な債権管理の実施を支援する。

#### イ 助言・指導の実施

債権回収に関して、必要な助言・指導を実施する。

#### ウ マニュアルの整備促進

債権回収に関するマニュアル・事務処理基準の作成を支援する。

#### エ 研修の充実

債権回収に関する実務研修及び臨戸訪問等の実地研修を充実させる。

#### オ 実務相談の充実

弁護士、金融機関や税務署のOB、その他債権回収の専門家を積極的に活用した実務相談を実施する。

#### カ その他

その他債権回収対策の推進に当たり、効果的な徴収体制の強化策を実施する。

## 8 債権回収に当たる職員の責務

債権回収に当たる職員は、法令を遵守し、市民負担の公平性の確保、歳入の安定確保を目指し、各債権及びその滞納者が有する特殊性を考慮しつつ、組織を挙げて全力で債権回収に取り組まなければならない。

## 9 その他

債権所管課及び税務部、北・南部市税事務所は、債権を適切に管理し効率的かつ効果的な債権回収を行うために、相互に十分な連携を図るものとする。

債権回収対策の関係課所は、債権所管課及び税務部、北・南部市税事務所に対して、債権回収対策の推進に関して必要な協力をを行うものとする。

## 10 改定履歴

平成20年8月28日 策定  
平成23年3月14日 債権整理推進室設置に伴う改定  
平成24年2月 3日 実施期間更新に伴う改定  
平成24年8月 6日 別表1 債権名の一部変更に伴う改定  
平成25年3月11日 別表1 債権種別変更及び債権所管課変更に伴う改定  
平成26年4月 1日 債権整理推進部への名称変更に伴う改定  
平成26年11月7日 別表1 債権名の一部変更に伴う改定  
平成27年1月23日 実施期間更新に伴う改定  
平成27年4月 1日 別表1・2 債権名の一部変更並びに組織改正による  
債権所管課変更に伴う改定  
平成27年7月31日 別表1 対象となる債権の変更に伴う改定  
平成28年4月 1日 さいたま市債権管理条例の制定及び別表1・2 債権  
所管課変更に伴う改定  
平成29年4月 1日 別表2 高額困難事案対象債権の追加に伴う改定  
平成29年8月 2日 別表1 対象となる債権追加に伴う改定  
平成29年11月1日 別表1 対象債権所管課名変更に伴う改定  
平成30年4月 1日 別表1 対象債権所管課名変更に伴う改定  
平成30年8月 9日 別表1 対象となる債権追加に伴う改定  
令和 2年1月 1日 新年号及び組織変更に伴う改定  
(債権整理推進部が廃止され、国民健康保険税の全件  
及び保育施設等利用者負担額の一部を北・南部市税事  
務所納税課、入学準備金・奨学金貸付金の一部を税務  
収納対策課で引継ぐ。市税は、区長課税から市長課税  
になるため、引継対象債権から外れる)

令和 2年4月 1日 實施期間更新に伴う改定  
令和 2年10月1日 別表1 対象となる債権追加に伴う改定  
令和 5年4月 1日 別表1・2 組織改正による債権所管課名変更に伴い  
改定  
令和 5年10月1日 別表1 対象となる債権追加に伴う改定  
令和 6年4月 1日 別表1・2 債権名の一部変更並びに組織改正による  
債権所管課変更に伴う改定

**さいたま市債権回収対策基本計画対象債権一覧表** (別 表1)

(1)強制徴収公債権(地方税(国税)の滞納処分の例により強制的に回収できる債権、時効期間の経過により消滅)

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
強-1	市税	財政局税務部収納対策課
強-2	国民健康保険税	福祉局生活福祉部国保年金課
強-3	後期高齢者医療保険料	福祉局生活福祉部国保年金課
強-4	介護保険料	福祉局長寿応援部介護保険課
強-5	公立保育所使用料	子ども未来局子育て未来部保育課
強-6	私立保育所保護者負担金	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
強-7	児童福祉施設保護者負担金	子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所
強-8	下水道事業受益者負担金	建設局下水道部下水道総務課

(2)非強制徴収公債権(強制的な回収には裁判所の関与を要する債権、時効期間の経過により消滅)

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
非-1	墓地管理料	保健衛生局保健部思い出の里市営霊園事務所
非-2	納骨堂使用料	
非-3	生活保護費返還金	福祉局生活福祉部生活福祉課
非-4	心身障害者福祉手当返還金	福祉局障害福祉部障害福祉課
非-5	国民健康保険事業特別会計返納金	福祉局生活福祉部国保年金課
非-6	心身障害者医療給付費返還金	福祉局障害福祉部障害福祉課
非-7	老人ホーム入所・保護者負担金	福祉局長寿応援部高齢福祉課
非-8	児童手当等返還金	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
非-9	児童扶養手当返還金	
非-10	放課後児童健全育成事業保護者負担金	子ども未来局子育て未来部放課後児童課
非-11	し尿処理手数料	環境局資源循環推進部廃棄物対策課

(3)私債権(強制的な回収には裁判所の関与を要する債権、時効の援用等により消滅)

No.	債 権 名	債 権 所 管 課
私-1	緊急生活資金貸付金	福祉局生活福祉部福祉総務課
私-2	岩槻市生活資金愛の泉貸付金	
私-3	心身障害者扶養共済収入	福祉局障害福祉部障害福祉課
私-4	入院医療費	保健衛生局市立病院経営部医事課
私-5	外来医療費	
私-6	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
私-7	水洗便所改造資金貸付金	建設局下水道部下水道総務課
私-8	入学準備金・奨学金貸付金	教育委員会事務局学校教育部学事課
私-9	保護者給食費負担金	子ども未来局子育て未来部保育課
私-10	公立保育所時間外保育使用料	
私-11	さいたま市小規模企業者等給付金返還金	経済局商工観光部産業展開推進課

※「非-3 生活保護費返還金」について、平成26年7月以降に発生した返還金の一部は、強制徴収公債権に含まれる。

※改定に伴い、対象外となった次の債権については、引き続き回収状況を確認していくため、実施状況報告書等の提出を要する。

(子育て支援医療給付費返還金、ひとり親家庭等医療給付費返還金、下水道使用料、高額療養費貸付金、出産費資金貸付金、心身障害者医療給付費高額療養費返還金、老人保健事業第三者納付金、老人保健事業返納金、水道料金、高等学校授業料、一般被保険者第三者納付金、子育て支援医療給付費高額療養費返還金、未熟児養育医療給付自己負担金、市営住宅等使用料、市営住宅等駐車場使用料)

(別表 2)

税務部、北・南都市税事務所が引き継ぐ高額困難事案対象債権

種別	No.	債 権 名	債 権 所 管 課	担当課
強制徴収公債権	1	国民健康保険税	福祉局生活福祉部国保年金課	納稅課 (北・南都市税事務所)
	2	公立保育所使用料	子ども未来局子育て未来部保育課	
	3	私立保育所保護者負担金	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課	
私債権	4	入学準備金・奨学金貸付金	教育委員会事務局学校教育部学事課	収納対策課 (税務部)